



テトラ・ネクスト

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社SMBC信託銀行

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2025年8月29日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額

14兆9,930億円(2025年8月29日現在)

商品分類・属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産(投資信託証券 (その他資産 (株価指数先物取引)))	年1回	北米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月28日に関東財務局長に提出しており、2025年10月29日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、実質的に米国の新興企業向け株式市場を代表する株価指数先物取引を機動的に活用することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 米国の新興企業向け株式市場を代表する株価指数先物取引を機動的に活用します。

- 実質的な運用にあたっては、米国株式市場におけるトレンドを捉えることを目的とする参照指数のリターン（損益）を享受する担保付スワップ取引を行います。



●参照指数のリターン（損益）は、参照指数に関する戦略維持費用（年0.80%）および戦略取引費用*を控除したものとなります。

*戦略取引費用はトレンド戦略のポジションを構築するために発生する取引コスト相当額であり、市場環境に応じてトレンド戦略が構築するポジションは変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

- 当該株価指数先物の実質的な買建総額または売建総額が、最大で信託財産の純資産総額の200%程度となる場合があります。



参照指数とは

J.P.モルガンが開発した「米国テクノロジー株マルチモメンタム指数（円建て、エクセスリターン）」をいいます。当該指数は米国の新興企業向け株式市場において、日中に発生するトレンドと特定の時期に月次で発生する月初トレンド、月中トレンド、月末トレンドの4つのトレンドを捉えることを目的とするパフォーマンス指数です。

2 米国株式市場の「4つのトレンド」に着目し、トレンドを捉える4つの戦略*の組合せにより収益の獲得を目指します。

*J.P.モルガンが提供する、米国の株式市場の上昇、下落局面ともに収益機会を目指すトレンド追随型の戦略で、ナスダック100先物を用いて効率的な運用を目指します。



ナスダック100先物とは

米国のナスダック市場に上場する非金融業の時価総額上位100社の銘柄で構成される株価指数であるナスダック100を対象とした株価指数先物です。

3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- 実質組入外貨建資産は、担保付スワップ取引を通じた参照指数からのリターン（損益）部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。

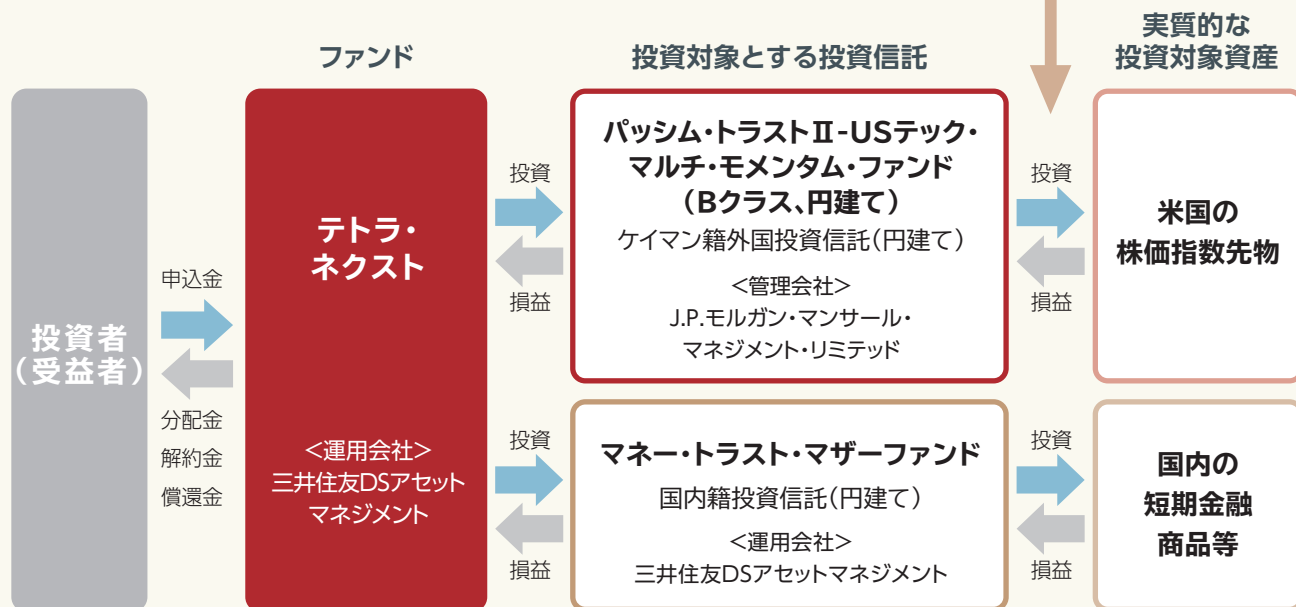
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、参照指数のリターン(損益)*を享受します。

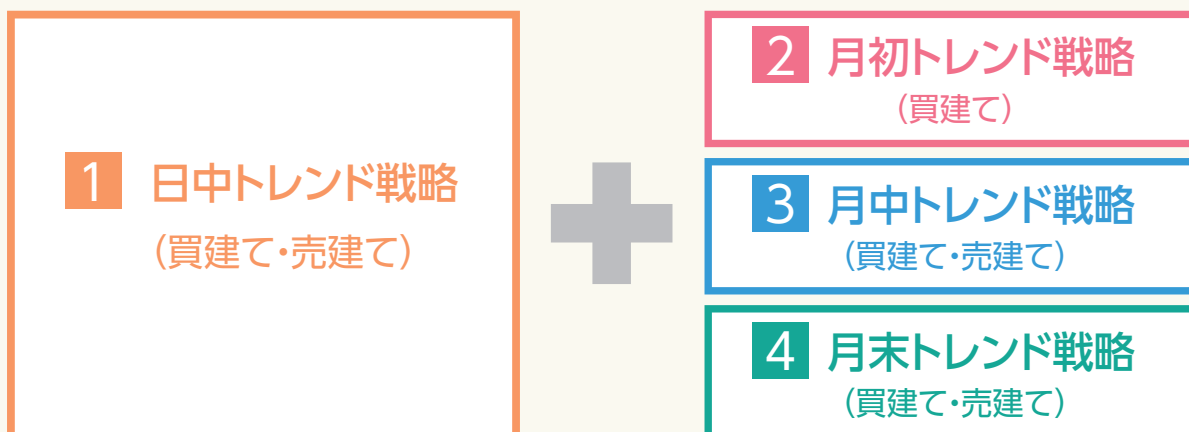


*参照指数のリターン(損益)は、参照指数に関する戦略維持費用(年0.80%)および戦略取引費用を控除したものととなります。

※「パッシム・トラストII-USテック・マルチ・モメンタム・ファンド(Bクラス、円建て)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、米国の株価指数先物となります。

米国株式市場のトレンドを捉える4つの戦略

■日中に発生するトレンドと、特定の時期に月次で発生するトレンドに追随する戦略を組み合わせます。



(出所) J.P.モルガンの情報を基に委託会社作成

1 日中トレンド戦略

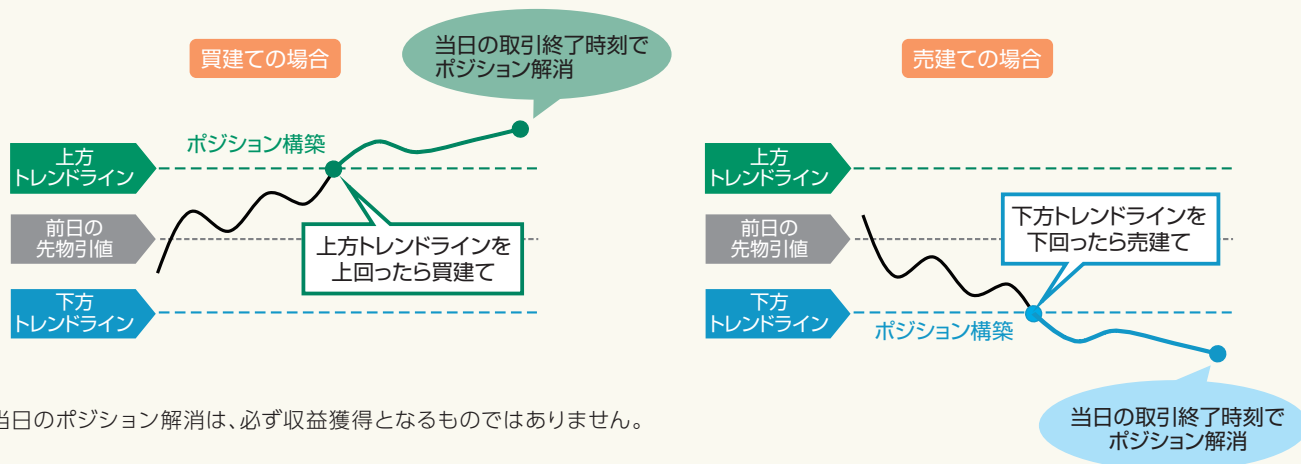
■前日のナスダック100先物の終値に対し、上下それぞれにトレンドラインを設定し、当日の日中に同先物の価格が、

▶**上方トレンドラインを上回ったら**、秒単位でナスダック100先物を**買建て**

▶**下方トレンドラインを下回ったら**、秒単位でナスダック100先物を**売建て**

※市場環境に応じ、ポジションを構築しないことがあります。

■ポジションは当日の取引終了時刻で解消します（取引終了時刻を待たずにポジションを解消することがあります）。



※当日のポジション解消は、必ず収益獲得となるものではありません。

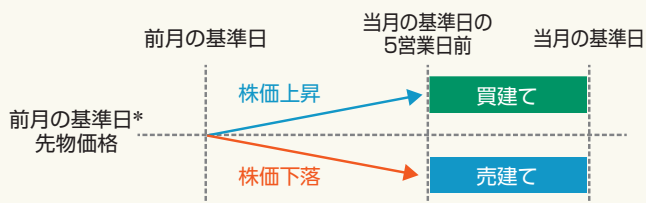
2 月初トレンド戦略

	第1営業日	第2営業日	第3営業日	第4営業日
月初トレンド戦略	買建て	買建て	買建て	買建て

■原則として、月初4営業日の間ナスダック100先物を**買建て**

※市場環境に応じ、ポジションを構築しないことや、第4営業日の取引終了時刻より前にポジションを解消することがあります。

3 月中トレンド戦略



■当月の基準日*に対して、その5営業日前におけるナスダック100先物の価格が、

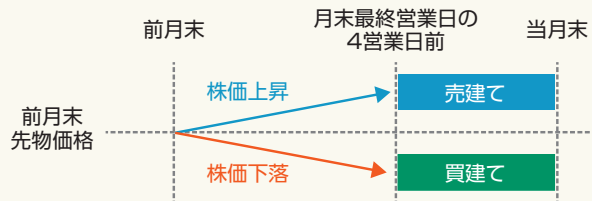
▶前月の基準日における価格を**上回れば**、株価**上昇**圧力になるため**買建て**

▶前月の基準日における価格を**下回れば**、株価**下落**圧力になるため**売建て**

*左図および上記の基準日とはオプション満期日の翌営業日のことです。

※市場環境に応じ、ポジションを構築しないことがあります。

4 月末トレンド戦略



■月末最終営業日の4営業日前におけるナスダック100先物の価格が、

▶前月末の価格を**下回れば**、**買建て**

▶前月末の価格を**上回れば**、**売建て**

※市場環境に応じ、ポジションを構築しないことがあります。

※上記は理解を深めていただくためのイメージであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

(出所) J.P.モルガンの情報を基に委託会社作成

投資対象とする外国投資信託の管理会社等について

▶ 投資対象とする外国投資信託の管理会社

[J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドの概要]

拠 点	英国・ロンドン
事業内容等	● JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの完全子会社でJ.P.モルガンのコーポレート&インベストメントバンキング部門に属します。 ● グローバル（除く米国）の各金融仲介業者（運用会社、保険会社、年金ファンド、銀行、資産管理会社等）向けに、それぞれの目的に合わせてカスタマイズしたファンド・ソリューションの提供に特化しています。

▶ 投資対象とする外国投資信託の担保付スワップ取引の相手方

[J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーの概要]

拠 点	英国・ロンドン
事業内容等	● 英国および欧州経済領域におけるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの主要な銀行子会社であり、国際的に投資銀行業務を展開しています。

[JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーについて]

拠 点	米国・ニューヨーク
事業内容等	● グローバルに事業を展開する総合金融サービス会社です。総資産、収益力、時価総額でも世界屈指の規模を誇ります。 ● グローバルにおける法人向け事業は「J.P.モルガン」、米国における中小企業・個人向け事業は「チェース」ブランドを用いて、世界の機関投資家、事業法人、金融機関等に対し、投資銀行業務、資産運用業務等、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

※J.P.モルガンは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよびその各国子会社または関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

(出所) J.P.モルガンの情報を基に委託会社作成

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

- 年1回(原則として毎年1月31日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2025年8月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶パッシブ・トラストII-USテック・マルチ・モメンタム・ファンド(Bクラス、円建て)

形 態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)						
主 要 投 資 対 象	担保付スワップ取引および日本の公社債を主要投資対象とします。						
運用の基本方針	主に担保付スワップ取引を通じて、ナスダック100先物を対象としたトレンド戦略の投資成果を享受します。 ●担保付スワップ取引の相手方はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーです。 ナスダック100先物を対象としたトレンド戦略については、市場トレンドに合わせてポジションを適宜変更する事で、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ●ポジションの構築については、日中トレンド・月初トレンド・月中トレンド・月末トレンドのそれぞれ独立した4つのトレンドに基づいて行います。 ●ナスダック100先物の配分は概ね-200%から+200%間で推移します。 ●市場トレンドが観測できないとみなされる期間についてはナスダック100先物への配分を行わない場合もあります。						
主 な 投 資 制 限	●純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ●流動性に欠ける資産の組入れは、純資産総額の15%以下とします。						
分 配 方 針	分配しません。						
運 用 管 理 費 用	純資産総額に対して <table border="0"> <tr> <td>運用報酬</td> <td>年0.13%程度(最低年100,000米ドル)</td> </tr> <tr> <td>管理事務代行費用</td> <td>年0.05%程度(最低年20,000米ドル)</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>年0.015%程度(最低年3,000米ドル)</td> </tr> </table> ※上記の各料率には年間最低報酬額等が定められているため、純資産総額の規模によっては、上記の各料率を上回ることがあります。	運用報酬	年0.13%程度(最低年100,000米ドル)	管理事務代行費用	年0.05%程度(最低年20,000米ドル)	保管費用	年0.015%程度(最低年3,000米ドル)
運用報酬	年0.13%程度(最低年100,000米ドル)						
管理事務代行費用	年0.05%程度(最低年20,000米ドル)						
保管費用	年0.015%程度(最低年3,000米ドル)						
参 照 指 数 に 関 する 費 用	担保付スワップ取引を通じて享受する参照指数のリターン(損益)は、参照指数に関する戦略維持費用(年0.80%)および戦略取引費用を控除したものとなります。戦略取引費用はトレンド戦略のポジションを構築するために発生する取引コスト相当額であり、市場環境に応じてトレンド戦略が構築するポジションは変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。						
そ の 他 の 費 用	ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。						
申 込 手 数 料	ありません。						
スイング・プライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えられと考える場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。						
管 理 会 社	J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド						
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。						

▶ マネー・トラスト・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…市場のトレンドと戦略の方向性の不一致は、基準価額の下落要因です

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。当ファンドは米国株式市場のトレンドに追随する4つの戦略により、実質的に株価指数先物の買建ておよび売建てのポジションを構築します。株価下落時に買建てのポジションとなっている場合、株価上昇時に売建てのポジションとなっている場合には、基準価額が下落する要因となります。

派生商品リスク…派生商品の価格の下落は、基準価額の下落要因です

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



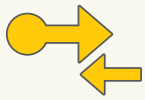
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。当ファンドの実質組入外貨建資産は、担保付スワップ取引を通じた参照指数からのリターン（損益）部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点

デリバティブ取引に関する留意点

デリバティブ取引（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）は、一般的に少額の証拠金・担保金等を差し入れることで、より大きな金額の取引を行います。

当ファンドは実質的に株価指数先物取引を活用することにより、買建総額または売建総額が最大で信託財産の純資産総額の200%程度となる場合があります。したがって、ファンドの基準価額は株式市場全体の値動きと比べて大きく変動することがあり、また異なる動きをすることがあります。

スワップ取引に関する留意点

- 担保付スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引を実行できずに損失を被り、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
- 当ファンドが組み入れる外国投資信託における担保付スワップ取引を通じて、米国株式市場におけるトレンドを捉えることを目的とする参照指数のリターン（損益）を享受します。
- 当ファンドが組み入れる外国投資信託は、担保付スワップ取引の相手方が実際に取引をする株価指数先物に対しては何ら権利を有しておりません。



投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

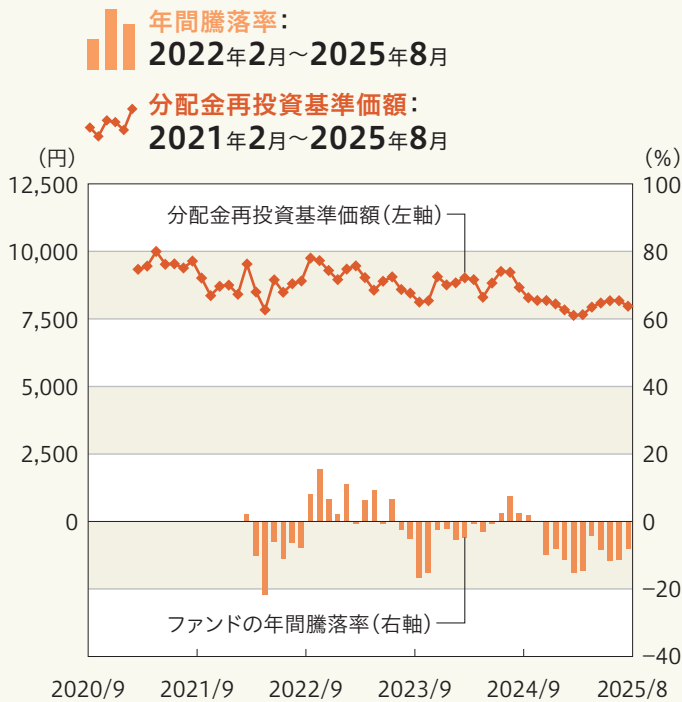
リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

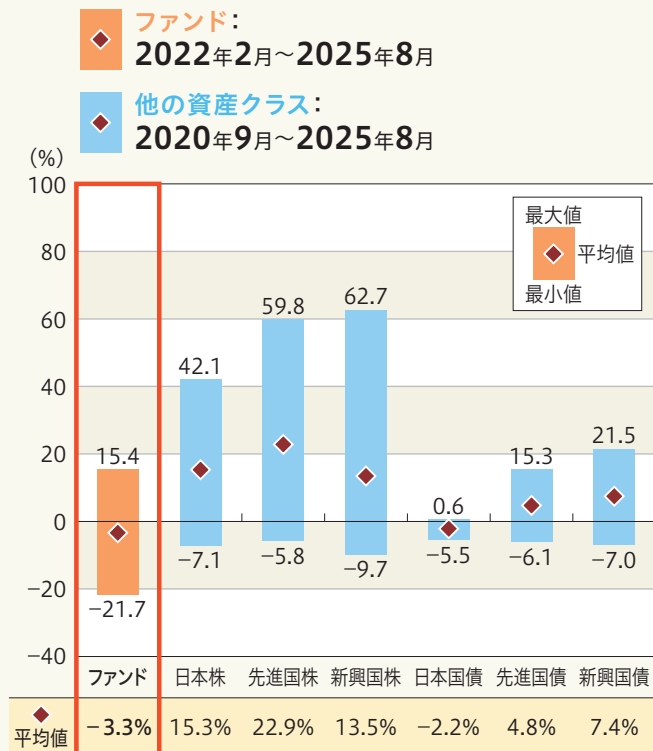
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日: 2025年8月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年 1月	0円
2024年 1月	0円
2023年 1月	0円
2022年 1月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.63
親投資信託受益証券	日本	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.34
合計(純資産総額)		100.00

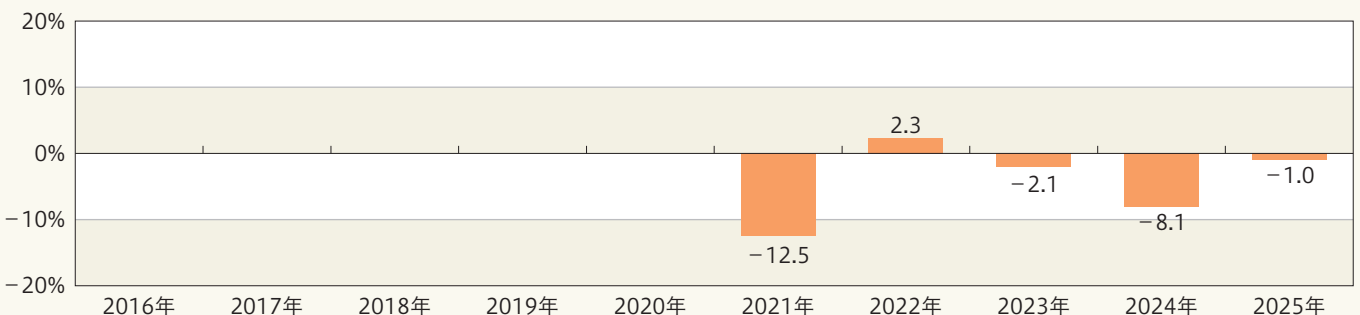
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	パッシブ・トラストII-USテック・マルチ・モメンタム・ファンド(Bクラス、円建て)	97.63
日本	親投資信託受益証券	マネー・トラスト・マザーファンド	0.03

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の <u>翌々営業日の基準価額</u>
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の <u>翌々営業日の基準価額</u>
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	2025年10月29日から2026年4月27日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金の申込みを受け付けません。 申込受付日が以下に当たる場合 ● ニューヨークの取引所の休業日 ● ナスダック(米国)の休業日 ● シカゴ・オプション取引所の休業日 ● シカゴの取引所におけるナスダック100先物取引の休業日 ● ロンドンの銀行の休業日 ● シンガポールの銀行の休業日 申込受付日の翌々営業日が以下に当たる場合 ● シンガポールの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

お申込みメモ

決算日・収益分配

決 算 日	毎年1月31日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

その他

信 託 期 間	2031年1月31日まで(2021年2月5日設定)
繰 上 償 還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ●純資産総額が30億円を下回ることとなったとき ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	2,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基 準 価 額 の 法 照 会 方 法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「テトラネク」として掲載されます。
課 税 関 係	●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ●当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 2.2% (税抜き2.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信 託 報 酬)	ファンドの純資産総額に 年0.759% (税抜き0.69%) の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ＜運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)＞		
フ ァ ン ド	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.28%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.39%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.02%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
投 資 対 象 と する投資信託	運用管理費用*	年0.195%程度	
	参 照 指 数 に 関 する 費 用*	担保付スワップ取引を通じて享受する参照指数のリターン(損益)は、戦略維持費用(年0.80%)および戦略取引費用を控除したものとなります。 ※戦略取引費用は市場環境により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。	
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 年1.754% (税抜き1.685%) 程度*		
*投資対象とする投資信託の費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。 上記の料率は、2025年8月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。			

ファンドの費用・税金

保有時

その他の費用・手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税

配当所得として課税
普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税

譲渡所得として課税
換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2025年8月末現在のものです。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年2月1日～2025年1月31日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.00%	0.76%	0.24%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドは担保付スワップ取引を通じて、ナスダック100先物を対象とした米国株式市場のトレンドを捉える参照指数の損益を享受しますが、参照指数に関する費用は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

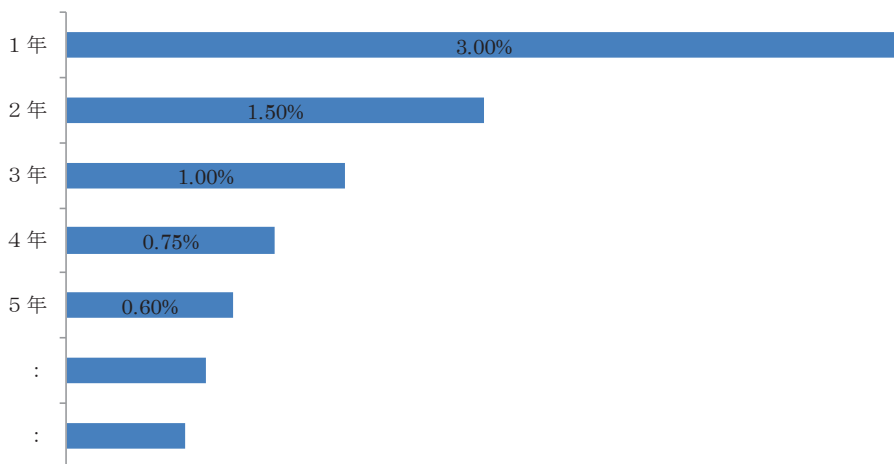
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料（リーフレット）等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、以下と目論見書の内容をよくお読みください。

利益相反の可能性の情報提供に関するご説明

■当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
- ・当行は当ファンドの発行者である三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2024年12月末時点において、当行の役職員は、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と人的関係がある同社の収益となります。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- 本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- 本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- 当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
設立年月日	平成8年6月6日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

■「テトラ・ネクスト」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料(消費税込)は、購入代金《購入金額(購入価額〔1口当たり〕×購入口数)に購入時手数料(消費税込)を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

購入時手数料	一律 2.20% (税抜 2.00%)
--------	---------------------

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
※別に定める場合はこの限りではありません。

○購入単位（購入代金の単位）は以下の通りとなります。

当初購入の場合	1万円以上1円単位	追加購入の場合	1万円以上1円単位
投信自動積立の場合	1万円以上1千円単位		

※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。

本商品は、SMB Cグループのグループ運用会社である三井住友D Sアセットマネジメントが運用する商品です。

一定の投資性金融商品の販売に係る

重要情報シート（個別商品編）

投資信託

2025年10月

1 商品の内容 当行は、組成会社等の商品を販売会社として、お客さまに商品の勧誘を行っています

金融商品の名称・種類	テトラ・ネクスト
組成会社（運用会社）	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
販売会社	株式会社 三井住友銀行
金融商品の目的・機能	この商品は、米国の新興企業向け株式市場を代表する株価指数先物取引を機動的に活用することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	この商品は、主要投資対象や運用内容について十分な知識や投資経験を有する、あるいは説明を受け商品内容を理解していただける、中長期での資産形成を目的とする投資家のご投資を想定しております。 この商品は、元本割れリスクを許容する投資家向けです。
パッケージ化の有無	この商品は、複数のファンドを組み入れるファンド・オブ・ファンズ(FOFs)です。 投資先のファンドはFOFs専用の商品となっていますので、個別に購入することはできません。
クーリング・オフの有無	金融商品取引法第37条6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
特にご注意いただきたい点	この商品は、米国の株式市場で①日中に発生するトレンドと、特定の時期に月次で発生する②月初トレンド、③月中トレンド、④月末トレンドを捉え、買建てポジションと売建てポジションの構築により、上昇、下落局面ともに収益機会を目指す戦略であります。 この商品は、実質的に米国の新興企業向け株式市場の指数先物取引（ナスダック100先物）を活用することにより、買建総額または売建総額が最大で信託財産の純資産総額の200%程度となる場合があります。したがって、ファンドの基準価額は株式市場全体の値動きと比べて大きく変動する、また異なる動きをすることがあります。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいと考える理由について説明してください。
- ・この商品を購入した場合、どのようなアフターフォローサービスを受けることができますか。
- ・この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがありますか。

2 リスクと運用実績 本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

損失が生じるリスクの内容	運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。 投資先などの破綻や債務不履行の発生による影響を受けます。 為替相場の変動による影響を受けます。
〈参考〉 過去1年間の収益率＊	-8.0%
〈参考〉 過去5年間の収益率	当ファンドは直近5年間の騰落率がないため、表示しておりません。

＊ 2025年8月末現在

※ 損失リスクの内容の詳細は、契約締結前交付書面【交付目論見書】の「投資リスク」、運用実績は「運用実績」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・この商品のリスクについて、私が理解できるように説明してください。
- ・この商品に類似する商品はありますか。
あれば、その商品について説明してください。

裏面も必ずご確認ください

三井住友銀行

3 費用

本商品の購入または保有には、費用が発生します

販売手数料など	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 一律2.20%（税抜2.00%） ※別に定める場合はこの限りではありません。
継続的に支払う費用（信託報酬など）	純資産総額に対し年率0.759%（税抜0.69%）、投資対象資産を含めた実質費用は年率1.754%（税抜1.685%）程度 その他の費用・手数料等がファンドから支払われますが、事前に料率・上限等を表示できません。
運用成果に応じた費用（成功報酬など）	ありません。
信託財産留保額など	ありません。

※ 上記以外に生ずる費用を含めて、詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私がこの商品に〇〇（通貨単位）を投資したら、手数料がいくらかになるか説明してください。

4 換金・解約の条件

本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります

- この商品の償還日は2031年1月31日です。ただし、期限更新や繰上償還を行う場合があります。
- この商品は解約手数料はありません。
- 大口の換金、取引所等における取引停止等の場合には、換金ができないことがあります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・この商品を解約するときに、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してください。

5 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

- 当行がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、お客さまが支払う信託報酬のうち、組成会社等から0.429%（税抜0.39%）の手数料をいただきます。これは各種書類の送付、口座管理、情報提供等の対価です。
- 本商品は、SMBCグループのグループ運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用する商品です。
- 当行の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※ 利益相反の内容とその対応方針については、当行ホームページ「SMBC 利益相反管理方針の概要」をご参照ください。
<https://www.smbc.co.jp/riekisouhan/>



以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私の利益より銀行の利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっていますか。

6 租税の概要

NISA（成長投資枠）、NISA（つみたて投資枠）、iDeCoの対象か否かもご確認ください

- 税金は右の表に記載の時期に適用されます。個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

NISA*		iDeCo
成長投資枠	つみたて投資枠	
×	×	

時期	分配時	換金・解約、償還時
項目	所得税および地方税	所得税および地方税
税金	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の 差益（譲渡益）に対して20.315%

* 2024年1月1日以降、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

（上記は、2025年10月29日現在のものです。）

投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください